

五監公告第 8 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年10月7日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類
財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査
2. 措置を講じた対象課
村松観光開発会館（ふるさと会館）（指定管理者 株式会社 きらめき）
商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）
3. 監査の期間
平成26年5月28日～平成26年6月25日
4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 宿泊者名簿に記載漏れが見受けられた。旅館業法第6条、旅館業法施行規則第4条の2、及び新潟県旅館業法施行細則第5条に宿泊者名簿には宿泊される方の氏名、住所、職業、年齢、宿泊年月日、電話番号、宿泊者が日本国内に住所を有していない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号を記載することとなっています。また、営業者は、宿泊者名簿を3年以上保存しなければならないことになっています。関係法令に基づいた適正な事務処理に努められた	ご指摘の事項につきましては、関係法令に基づく記載事項が記入できるよう宿泊者名簿を改めました。 今後は、法令に基づいた適正な事務処理を行うよう指導してまいります。
② 売上代金のレジスターの打ち間違いが散見された。営業日報にレジ集計表の原本を貼付するなど、適正な事務処理に努められたい。また、営業日報には宿泊利用に関する項目を追加するなど検討をされたい。	ご指摘の事項につきましては、チェック体制を強化し適正な事務処理を行うよう指導してまいります。 また、営業日報も宿泊利用に対応した様式に改めました。